

令和 7 年度スマート農業技術活用促進総合対策のうち
データ駆動型土づくり推進事業公募要領

第 1 総則

令和 7 年度スマート農業技術活用促進総合対策のうちデータ駆動型土づくり推進事業に係る公募の実施については、この要領に定めるものとします。

なお、本公募は、令和 7 年度政府予算案に基づくものであるため、今後、予算成立までの過程で変更等が生じる可能性があります。

第 2 事業の内容

1 事業の実施方針

適切な土壤管理に不可欠な土壤診断を実施していない農業者が半数以上存在する等、農地土壤の劣化が農薬生産の持続性の維持向上にとって喫緊の課題となっていることを踏まえ、科学的データに基づく土づくりを推進する環境を整備します。

2 事業の取組内容

ア 収量向上等に向けた土壤分析を通じた土づくりの取組拡大を図るとともに、当該分析の結果を用いた簡便な処方箋サービスの創出に向け、以下の取組を行うものとします。

(ア) 生産者等のほ場における土壤分析の実施

(イ) (ア) の分析結果に基づく土壤診断結果（処方箋）の作成

(ウ) (イ) の診断結果に基づいた生産者への土づくりの指導の実施

(エ) (ウ) の指導結果に基づき生産者が行った土づくり後の土壤診断の実施

(オ) 土壤診断に関するデータを蓄積するデータベース（以下の「土壤診断データベース」という。）への（ア）から（エ）まで結果の蓄積

(カ) (ア) から（オ）までを活用した A I による土壤診断技術の開発・実証

イ ア（オ）の土壤診断データベースが備えるデータ項目は、以下のとおりとする。

(ア) 地理情報

(イ) 品種や土づくり・施肥の状況等の営農情報

(ウ) 土壤の種類や土性、硬度等の土壤物理性及び pH、電気伝導率等の土壤化学性に係る土壤分析結果

(エ) 土壤診断結果と土壤診断結果に基づいた土づくりの状況

ウ ア（カ）の A I による土壤診断技術は以下に留意して開発する。

(ア) A I を用いて土壤分析結果等から処方箋を作成する技術を開発・実証すること

(イ) A I による土壤診断技術は、作物ごとの特性に留意する必要があることから、優先的に開発・実証に取り組む対象品目を選定すること

(ウ) A I による土壤診断技術の開発・実証を効率的に行うため、イの条件を満たす土壤診断データベースに保存されているデータを活用すること

第3 応募団体

事業に応募できる者は、次に掲げる要件を満たす協議会であって、次の要件を全て満たすものとします。

- (1) 代表者及び意思決定の方法など組織及び運営についての規約の定めがあり、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有しているものとします。
- (2) 農業生産現場における土壌診断の実施及び土壌診断に基づく土づくりに係る指導能力及び指導体制を有するものとします。
- (3) AIによる土壌診断技術の開発・実証に必要なシステムの設計・改修・維持管理を実施する能力を有しているものとします。
- (4) 土壌診断結果に係るデータの共有・利用に係る規約が定められており、農業分野におけるデータ契約ガイドライン（平成30年12月策定）に準拠しているものとします。

第4 事業の成果目標

- 1 本事業の成果目標は、AIによる土壌診断技術を5品目以上の作物を対象に開発することとします。
- 2 成果目標の目標年度は事業実施年度とします。

第5 補助対象経費

補助対象経費は、本事業に直接要する別紙1に掲げる経費のうち、本事業の対象として明確に区分できるものであって、かつ、証拠書類等によって金額等が確認できるものに限るものとします。

第6 申請できない経費

- 1 本事業の業務を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費（月極の給与、賞与、退職金その他各種手当）
- 2 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- 3 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計に補助率を乗じて得た金額をいう。）
- 4 その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要したことを証明できない経費

第7 応募できる補助金の額及び補助率

本事業の補助金の上限額及び補助率は、以下のとおりです。（補助金の上限額を超える事業費については補助の対象になりません。）

また、応募のあった金額については、予算及び補助対象経費の精査により減額することがあるほか、補助事業等で収益を得る場合には、当該収益分に相当する金額の返還が必要となる場合がありますので、御留意ください。

108,400千円（補助率定額）

第8 補助事業の実施期間

交付決定の日から令和8年3月31日までとします。

第9 応募申請書等の作成及び提出

応募者は、応募申請書（別記様式1）及び事業実施計画（別記様式2）を作成し、農林水産省農産局農産政策部農業環境対策課に提出してください。なお、前年度本事業を実施した場合は、以下の1の（5）を提出してください。

1 提出書類

- （1）応募申請書（別記様式1）
- （2）事業実施計画書（別記様式2）
- （3）応募団体の概要が分かる資料（定款、規約、会計経理規定、パンフレット等）
- （4）直近年の決算収支等
- （5）事業費の積算根拠となる資料
- （6）応募申請書類チェックシート（別紙2）
- （7）類似業務の事業実績報告書（本事業応募時点のもの）

2 応募申請書等の提出期限及び提出先

令和7年2月28日（金）午後5時まで

提出先 農林水産省 農産局 農産政策部 農業環境対策課

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

TEL：03（3593）6495（内線4760）

3 応募申請書等の提出に当たっての注意事項

- （1）事業実施計画は、様式に従って作成してください。
- （2）応募申請書等に虚偽の記載、不備等がある場合は、審査対象となりませんので、本要領を熟読の上、注意して作成願います。
- （3）応募申請書等の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とします。
- （4）応募申請書等の提出は、原則として郵送、宅配便（バイク便を含む。）又は電子メールとし、やむを得ない場合には持参も可能とします。FAXによる提出は受け付けません。
- （5）応募申請書等を郵送する場合は、封筒等の表に「令和7年度スマート農業技術活用促進総合対策のうちデータ駆動型土づくり推進事業応募申請書在中」と朱書きし、簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法によってください。また、提出期限前に余裕を持って投函するなど、必ず提出期限までに到着するようにしてください。また、応募申請書等は、一つの封筒を利用し、書類一式を入れて提出ください。
- （6）応募申請書等を電子メールにより提出する場合は、2の提出先・問合せ先に送付アドレスを確認し、メールの件名を「令和7年度スマート農業技術活用促進総合対策のうちデータ駆動型土づくり推進事業の応募申請書等（応募者名）」とし、本文に「応募者名及び連絡先」を必ず記載の上、送付してください。また、メール送付後は速やかにメール到着の有無を提出先に電話で確認をお願いします。

なお、添付するファイルは圧縮せずに、1メール当たり7MB以下とするとともに、複数の電子メールとなる場合は、件名の応募者名を「応募者名・その○/△（○は連番、△は送付するメール数）」としてください。

- （7）提出後の応募申請書等は、原則として資料の追加や差し替えは不可とし、採用、不採用にかかわらず返却いたしませんので、御了承ください。

- (8) 提出された応募申請書等については、秘密保持には十分配慮するものとし、審査以外には無断で使用いたしません。
- (9) 審査に当たり、応募団体に提案内容の確認を行うとともに、関連資料等の追加提出を求める場合があります。また、必要に応じて応募申請書に関するヒアリングを行うこともありますので、あらかじめ御承知願います。

第 10 補助金等交付候補者の選定

1 審査方法

提出された応募申請書等については、事業担当課において書類確認及び事前審査を行った後、農林水産省農産局長が定めるところにより設置される選定審査委員会(以下「委員会」という。)において、取組内容及び成果目標の妥当性等について、別紙 3 の審査基準に基づくポイント付けを行い、ポイントの高い順に採択優先順位を定めること等により事業実施主体になり得る候補(以下「補助金等交付対象者」という。)を選定します。

また、応募申請書等の提出から過去 3 年以内に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき交付決定の取消しがあった補助事業者等において、当該取消しの原因となる行為を行った補助事業者又は間接補助事業者等については、採択しないものとします。

2 委員会による審査結果については、審査終了後、速やかに全ての応募者に通知する予定です。

審査結果の通知については、補助金等交付候補者には補助金等交付の候補者となった旨をお知らせするものであり、補助金等の交付は、別途定める必要な手続きを経て、正式に決定されるものこととなります。

委員会の議事及び審査内容については、非公開とします。また、審査委員は、審査において知ることのできた秘密について、委員の職にある機関だけではなく、その職を退いた後についても第三者に漏洩しないという、秘密保持の遵守が義務付けられています。

なお、補助金等交付候補者の決定にかかわる審査の経過、審査結果等に関するお問合せにはお答えできませんので、あらかじめご御承ください。

第 11 交付決定に必要な手続き等

補助金等交付候補者は、国の指示に従い速やかに、スマート農業技術活用促進総合対策交付等要綱(以下「交付等要綱」という。)に基づき、補助金の交付を受けるために提出することとなっている交付申請書及び事業実施計画書(以下「申請書等」という。)を農林水産省農産局農産政策部農業環境対策課まで提出していただきます。申請書等を審査した後、問題がなければ交付決定通知を発出します。

なお、申請書等の内容(補助金の額を含む。)については、審査結果に基づき又はその他の事情により修正していただくことがあります。

第 12 重複申請等の制限

同一の提案内容で他の事業(農林水産省又は他省庁等の補助事業等)への申請を行っている場合、申請段階(補助金等交付候補者として選定されていない段階)で、本事業に応募することは差し支えありませんが、他の事業への申請内容、他の事業の選定の結果によっては、本事業の審査の対象から除外され、又は補助金等交付候補者の選定の決定若しくは補助金の交付決定が取り消される場合があります。

第 13 事業実施主体の責務等

事業実施主体は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、以下の条件を守っていただきます。

1 事業の推進

事業実施主体は、交付等要綱を遵守し、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任を負っていただきます。特に、申請書等の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、報告書の提出等については、適時適切に行ってください。

2 補助金の経理

交付を受けた補助金の経理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理管理、機器整備等の財産の取得及び管理等をいう。以下同じ。）を実施するに当たっては、次の点に留意する必要があります。

（１）事業実施主体は、交付を受けた補助金の経理に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の適正化に関する法律施行令（昭和 31 年政令第 255 号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）に基づき、適正に執行してください。

（２）事業実施主体は、補助金の経理を事業実施主体の会計部署等において実施してください。
なお、特殊な事情により、当該事業実施主体の会計部署等に補助金の経理を行わせることができない場合は、国内に居住し、各事業実施主体が経理能力を有すると認めるもの（学生を除く。）に経理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けるなど、適正な執行に努めてください。

3 取得財産の管理

本事業により取得又は効用の増加した事業の設備等の財産（以下「取得財産等」という。）の所有権は、事業実施主体に帰属します（事業実施主体の代表者個人には帰属しません。）。ただし、財産管理、処分等に関しては、次のような制限があります。

（１）取得財産等については、交付規則に規定する処分の制限を受ける期間（以下「取得財産等」という。）においては、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません（他の用途への使用はできません。）。

（２）処分制限期間においては、取得財産等のうち 1 件当たりの取得金額が 50 万円以上のものについて、補助金交付の目的と異なる使用、譲渡、交換、貸付等を行う場合は、事前に、農林水産大臣の承認を受けなければなりません。

この場合において、当該取得財産を処分したことによって得た収入については、交付を受けた補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国に納付していただくことがあります。

4 特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権（以下「特許権等」という。）が発生した場合、その特許権等は、事業実施主体に帰属しますが、特許権等の帰属に関し、次の条件を守っていただきます。

（１）本事業により成果が得られ、特許権等の出願及び取得を行った場合には、その都度遅滞なく国に報告すること。

- (2) 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国に許諾すること。
- (3) 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- (4) 本事業期間中及び本事業終了後5年間において、事業実施主体及び本事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾する場合には、事前に農林水産省と協議して承諾を得ること。

なお、事業実施主体と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に、両方で協議・調整を行ってください。

5 収益状況の報告及び収益納付

事業成果の実用化等に伴い収益が生じた場合は、交付等要綱に従い収益の状況を報告することとし、相当の収益を得たと認められる場合には、交付を受けた補助金の額を限度として、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付していただきます。

6 事業成果等の報告及び発表

事業成果及び交付を受けた補助金の使用結果については、本事業終了後、交付等要綱に基づき必要な報告を行っていただきます。また、農林水産省は、あらかじめ事業実施主体にお知らせした上で、報告のあった事業成果を公表できるものとします。

本事業により得られた成果については、広く普及・啓発に努めてください。

また、本事業終了後に得られた事業成果についても、必要に応じ発表していただくことがあります。

なお、新聞、図書、雑誌論文等による事業成果の発表に際しては、本事業によるものであること、論文等の見解が農林水産省の見解でないことを必ず明記し、発表した資料等については農林水産省に提出してください。

7 国による事業成果等の評価に係る協力

本事業終了後、次年度以降の政策立案等に反映させるため、事業成果の波及効果、その活用状況等に関して、国による評価を行う場合があります。その際、ヒアリング等の実施について御協力をお願いすることがあります。

8 個人情報の取扱い

事業実施主体は、本事業により知り得た個人情報について、本事業以外の目的で使用し、又は第三者に漏洩してはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱ってください。

第14 補助金の返還

国は、事業実施主体に交付した本事業に係る補助金に不用額が生じることが明らかになった場合は、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は事業実施主体に対し、既に交付された補助金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとします。

また、国は、本事業終了後5年の間、事業実施主体が、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合において、正当な理由がなく、かつ改善の見込みがないと認めるときは、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は事業実施主体に対し、既に交付された補助金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとします。

- 1 国に提出した事業実施計画書等の書類に虚偽の記載があったとき。

2 事業成果の評価等の報告を怠ったとき。

国は、これらの事由への該当の有無を確認するため、事業実施主体に対して報告を求めることができるものとします。

第 15 指導監督

国は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体に対し、適正な管理運営や利用が行われるよう指導するものとします。

また、国は、関係書類の整備等において適切な措置を講ずるよう、事業実施主体を十分に指導監督するものとします。

第 16 データの利用と共有

データは多くの場合、データそれ自体ではなく、加工・分析等を行い、利用することで初めて価値が創出されます。他方、データは容易に複製することができ、適切な管理体制がなければ不正アクセスにより外部に流出され得るものであることから、データにノウハウ等が含まれている場合、競合産地に流出してしまうという不安からデータの提供を躊躇することもあり得ます。

農林水産省では、知的財産である農業ノウハウの保護とデータの利活用促進の調和を図ることで、農業者等が安心してデータを提供できるよう、「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン～農業分野のデータ利活用促進とノウハウ保護のために～」(令和 2 年 3 月 農林水産省。以下「農業 AI・データ契約ガイドライン」という。)を策定しています。農業 AI・データ契約ガイドラインは、農業以外の産業向けの「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」(令和元年 12 月 経済産業省)と法的整合を図りつつ、農業分野の特殊性を踏まえ、データ・成果物等の利用権限や管理方法等について契約のひな形や考え方等を示しています。

このため、本事業の事業実施主体は、チェックリストによりガイドラインに準拠したデータの共有利用等に関する規約を定め、本事業で実施する活動において農業者等からデータを受領・保管する際には、農業 AI・データ契約ガイドラインに準拠し取り決めておくべき事項について当該農業者等と合意を行っていただくこと(データの取得がスマート農機等の利用による場合には、そのシステムサービスの利用規約等が農業 AI・データ契約ガイドラインの内容に沿っていること)が必要であり、その内容は公募の際の審査の対象となります。また、チェックリストについては、実績報告の際にも提出いただくこととします。

第 17 その他

その他国の定めるところにより義務が課されることがあります。